

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 13 日現在

機関番号：34414

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K02174

研究課題名(和文) 里親支援専門相談員を活用した委託児の権利擁護を視野に入れた里親養育支援システム

研究課題名(英文) Foster parent care support system with a view to advocating the rights of foster children using foster parent social worker

研究代表者

井上 寿美 (Inoue, Hisami)

大阪大谷大学・教育学部・教授

研究者番号：40412126

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：A県では里親支援専門相談員(以下、里専)が、ファシリテーション役割、トランスレータ役割、アサーション役割を担うことにより、里親と里親委託児(以下、委託児)と児童相談所職員の繋がりを円滑にする支援を行っていた(里親・里専への聞き取り調査)。また委託児のサロンの居場所や、委託児専用の相談電話やメール、委託児の中立的権利擁護機関の必要性について、里親、里専共にポジティブ認識がネガティブ認識を上回っており、委託児を里親同士で預けあう相互援助組織や、里親が他の里親家庭を訪問し養育を手伝う家庭訪問型子育て応援組織の利用を希望する里親ほど委託児の権利擁護機関の必要性を認識していた(里親・里専への質問紙調査)。

研究成果の学術的意義や社会的意義

里親どうして里親委託児(以下、委託児)を預けあう等、里親の子育てを開く養育支援のしくみ利用を希望する里親ほど、委託児の権利擁護に対する意識が高かった。このことから、今後、委託児の権利擁護のために、児童養護施設等と同様、里親家庭にもアドボケイトが訪問するしくみを整備し、それが里親に受け入れられるようにしていくのであれば、委託児向けの権利擁護のしくみ整備と同時に、「子育ての社会化」をはかる里親養育支援を充実させることが必要であることが示唆された。

研究成果の概要(英文)：In A prefecture, a foster parent social workers played a facilitator, a translator, and an assertor role to facilitate the connection between foster parents, foster children, and child guidance center staff (according to interviews). Also, positive perceptions outweigh negative perceptions in both foster parents and foster parent social workers regarding the need for the salon-like place for foster children, the need for dedicated phone calls and emails that foster children can consult with, and the need for a neutral rights protection organization for foster children. Foster parents who wanted to use "mutual support organizations," in which foster parents place their children in foster care with each other, or "home visiting parenting support organizations," in which foster parents visit other foster families to help with child rearing, were more strongly aware of the need for a rights protection organization for foster children (according to a questionnaire survey).

研究分野：社会福祉学

キーワード：里親支援専門相談員 里親 委託児 里子 児童相談所 権利擁護 養育支援

1. 研究開始当初の背景

（1）里親委託児の権利擁護を視野に入れた里親委託児支援に関する議論の希薄さ

2017年に「新しい社会的養育ビジョン」（以下「ビジョン」）が発表され、里親委託率の向上に力が注がれるようになった。しかし里親委託率の高い諸外国では、里親委託児（以下「委託児」）が里親家庭を「たらい回し」にされるフォスタードリフト問題が指摘されている。代替養育の場を里親家庭に移しただけでは、委託児の最善の利益が保障されるとは言えない。ビジョンでは、社会的養護児童の意見表明権を保障するために、児童相談所（以下「児相」）の決定に関する権利擁護の状況を審査するしくみや、社会的養護児童への訪問アドボケート事業に言及されていた。しかし里親家庭で暮らす委託児の権利擁護に関する手続き等は具体的に示されていなかった。

（2）里親支援専門相談員が委託児の権利擁護を視野に入れて活動している地域の存在

ビジョンでは、フォスタリング機関による里親への包括支援体制の強化について言及された。しかしフォスタリング機関と2012年から施設に配置可能となっている里親支援専門相談員（以下「里専」）との役割分担や関係性等について明確にされていない。里専が、里親から信頼を得、委託児の権利擁護も視野に入れて活動している地域では、里親支援や委託児の権利擁護に関して、里専が中心となる養育支援のしくみをつくることのできるのではないかと期待された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、里専を活用した、委託児の権利擁護を視野に入れた里親養育支援システムの構築に向けて、次の4点を明らかにすることであった。

- （1）委託児の権利擁護を視野に入れた里専の訪問マニュアル
- （2）委託児の権利擁護を視野に入れた里親支援における里専の役割
- （3）委託児の権利擁護のしくみや里親養育の「子育ての社会化」のしくみに関する里親と里専の意識
- （4）コロナ禍での里親養育と里専の活動およびコロナ禍を経験した里親が求める養育支援

※（2）と（3）については新型コロナウイルス感染拡大の影響により、委託児や里親のサロン等のとりくみが中断したため実地調査が実施できず、研究開始当初の「（2）権利のモニタリング機能を備えた委託児サロンにおける里専の役割」「（3）里親養育の『子育ての社会化』のしくみ」から修正を加えた。また（4）は研究開始当初は想定されていなかったが、新型コロナウイルス感染拡大という想定外の状況をふまえ研究目的に追加した。

3. 研究の方法

（1）里専との協働によるハンドブック作成

2021年度、2022年度の2年間、A県の里専と毎月オンラインの定例研究会を実施し、里専が里親と委託児支援に活用できるハンドブックを協働で作成した。

（2）里専と里親へのインタビュー調査

2019年、A県の里親にインタビュー調査を実施し、2016年からA県の里親や里専等を実施していたインタビュー資料と合わせて分析をおこなった。いずれも半構造化インタビューである。インタビューはICレコーダーに録音し、逐語録を作成した。インタビュー資料の分析では質的記述的研究法を採用した。

（3）里専と里親へのアンケート調査

2021年3月、A県の里親会に登録（2021年3月1日現在）しているすべての里親155家庭と、A県のすべての里専8名に郵送法でアンケート調査を実施した。回収率は、里親が41.3%、里専が100%であった。それぞれの質問項目について単純集計をおこない、里親の養育支援のしくみ利用と委託児の権利擁護のしくみ利用についてはクロス集計をおこなった。自由記述については、コーディングをおこないポジティブ要因とネガティブ要因に分けて検討した。

4. 研究成果

（1）里親と委託児のハンドブック（①・②）の作成

①『みんなで子育て めんこのーと ～いわて里親ハンドブック～』（B5版46頁）のコンセプト

- ・生みの親だけでなく複数のおとなが子どもの育ちにかかわるしくみ〈アロペアレンティン

- グ)と、保護から分かれていく〈子別れ〉は子育ての自然な営みである。里親養育は、これら両方の機能が明確に表現されているという点において子育ての原型であると言える。
- ・自立とは、他者の援助を受けず自分だけの力で判断したり身を立てたりすることではなく、困った時には他者に対して、尋ねる、助けを求める、SOS を発信する等、他者に頼ることのできる関係を築くことである。
- ・「**真実告知**」は委託児の育ちをつなぐためにおこなわれるものであり、委託児に「自分は大切にされてきた・されるべきだ」ということを伝えることでもある。

② 『岩手で暮らす めんこいたいせつなあなたへ ぼっけのーと』(B5版 32頁)のコンセプト

- ・委託児は生みの親の胎内で生まれ強い生命力で生まれ、里親、児相職員、里専、保育者や教員等の「**応援団**」の人たちに幸せを願われて育ち今に至っている。
- ・委託児には権利がある。たとえば生みの親のことや里親家庭で暮らすことになった理由等を聞く権利があり、困った時には相談する権利がある。
- ・委託中ではもとより委託解除後も、SNS やネットでのトラブル、DV や予期せぬ妊娠等の問題に直面した際には里親等信頼できるおとなを頼りながら解決してほしい。

(2) A 県の里親支援専門相談員が里親支援に果たす役割

A 県の里専が里親支援において果たす役割として、①里親どうしがつながりやすくなる【ファシリテーション役割】、②里親と児相職員がつながりやすくなる【トランスレータ役割】、③里親と児相職員と委託児がつながりやすくなる【アサーション役割】という3つのカテゴリが抽出された。それぞれのカテゴリを構成するコードについては「表1 里専の役割」を参照されたい。

A 県では里専がこれらの役割を担うことにより、里親間で話しあう、考えたり情報を共有したりする等を通して里親どうしがつながりやすくなっていった(ファシリテーション役割)。また、里親と児相職員が直接ぶつかることなく、里親の思いが円滑に児相職員に伝わっていた(トランスレータ役割)。そして、委託児の立場から里親情報を児相職員に伝える、あるいは意見を主張する等がおこなわれていた(アサーション役割)。

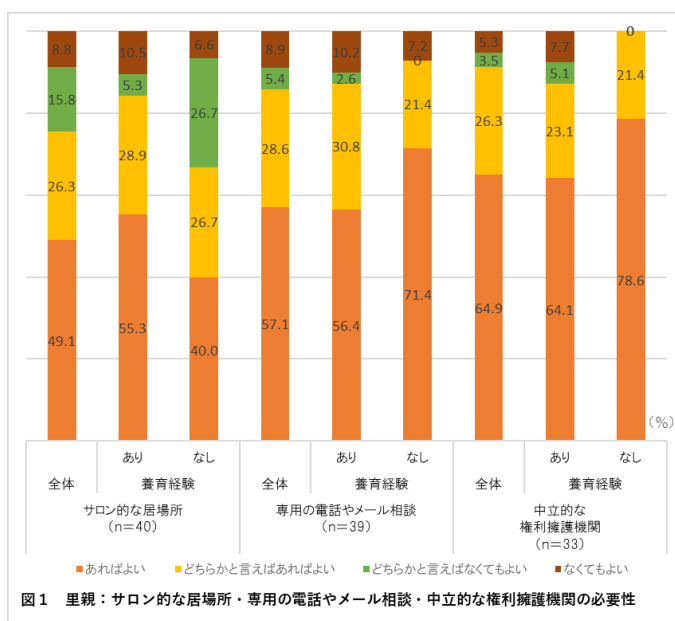
表1 里専の役割

カテゴリ	コード	コード数
里親どうしがつながりやすくなる 【ファシリテーション役割】	里親どうしで考えてもらう	2
	里親間で互いに力が発揮できるようにする	2
里親と児相職員がつながりやすくなる 【トランスレータ役割】	里親の思いを受けとめる	1
	里親の思いを児相職員に伝える	2
里親と児相職員と委託児がつながりやすくなる 【アサーション役割】	里親の委託児へのかかわり方を児相職員に伝える	2
	里親に関する委託児の立場からの意見を児相職員に主張する	4

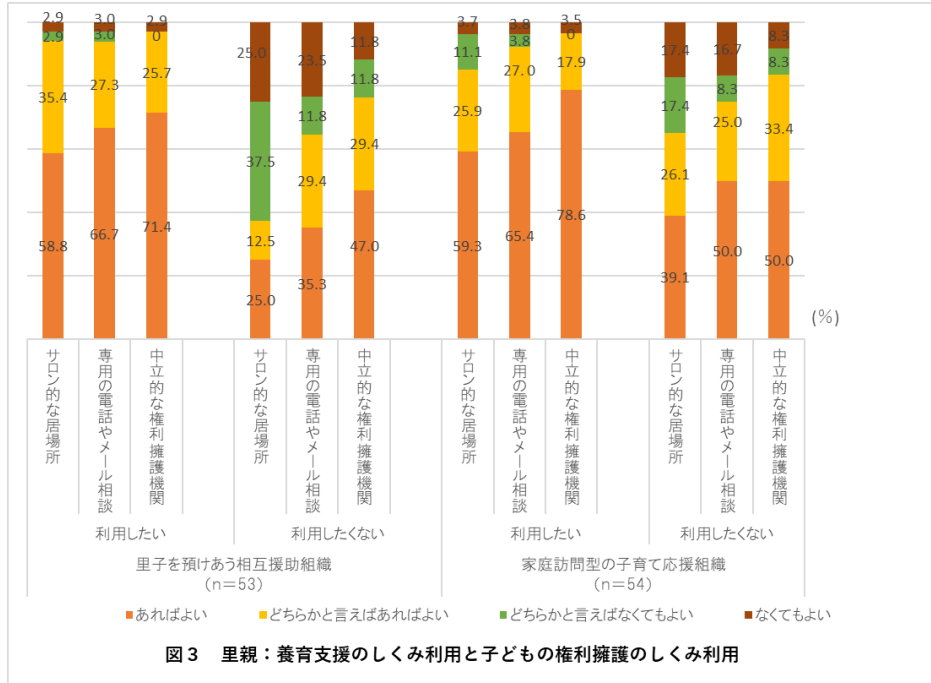
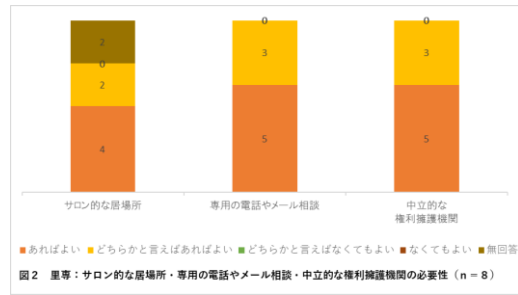
(3) 委託児の権利擁護のしくみや里親養育の「子育ての社会化」のしくみに関する里親と里専の意識

A 県の里親と里専が委託児の権利擁護のしくみに関して抱いている意識について、サロンの居場所、専用の電話やメール相談、中立的な権利擁護機関という3つしくみを通してみた結果、以下の4点が明らかになった。

- ① 委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里親よりポジティブに認識している里親の方が多い。(図1)
- ② 委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里専はいないが、サロンの居場所の必要性については、すべての里専がポジティブに認識しているわけではない。(図2)



- ③ 養育支援のしくみや権利擁護のしくみの種類にかかわらず、養育支援のしくみの利用を希望する里親ほど、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している。(図3)
- ④ 「里子を預けあう相互援助組織」の利用希望有無の違いによる、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ認識の差が、他の権利擁護のしくみに関するポジティブ認識の差より顕著である。(図3)



(4) コロナ禍での里親養育と里専の活動およびコロナ禍を経験した里親が求める養育支援

第1回緊急事態宣言発令期間を含む2020年3月～5月中旬のA県の里親養育について以下の2点が明らかになった。

- ① 委託児の対応に困ることがあった里親のすべてが児相職員や里専等に相談しているわけではない。コロナ禍での養育に悩む里親がいると同時に、コロナ禍での養育に良かったと思えることを見出している里親もいる。
- ② 児相職員や里専による訪問、情報提供や連絡、里親会の活動等の里親養育支援の活動がすべて中断していたわけではないが、いずれにおいても限定的な活動になっており、半数近くの里親が養育支援の活動はなかったと認識している。

上記期間のA県の里専の活動について以下の4点が明らかになった。

- ① 里親ボランティアの受け入れと里親委託の推進はおこなわれておらず、里親家庭への訪問はすべてが中断していたわけではない。
- ② 電話による相談、レスパイト・ケアの調整ともに中断していたわけではない。
- ③ 里親研修の受け入れや里親に関する広報・啓発活動の多くは中断によって実施されていない。
- ④ 里親サロンと里親会をとおした里親交流活動への参加は中断も含めておこなわれていない。

コロナ禍を経験した里親が求める養育支援について以下の4点が明らかになった。

- ① 養育経験ありの里親は、経験なしの里親より児相職員や里専による定期的な訪問を希望しており、それを高い頻度で望んでいた。また経験ありの里親の4割近くが児相職員と里専による同行訪問以外の訪問を希望していた。
- ② 養育経験ありの里親は、児相職員や里専、里親会からの定期的な連絡や情報提供を高い頻度で希望していた。そのような中、児相職員や里専からの定期的な連絡や情報提供に対する希望は、養育経験ありの里親より経験なしの里親のほうが多かった。

- ③ コロナ禍であっても児相職員や里専、里親会からの連絡や情報提供の手段について、最も多く望まれているのは手紙や電話という従来型のものであった。しかしLINEやメール、SNSに対するニーズもあり、とりわけLINEによる連絡や情報提供を希望する傾向がみられた。(図4)
- ④ 子育て相互援助組織の利用希望は、養育経験の有無にかかわらず7割近くであった。また、家庭訪問型の子育て応援組織の利用希望はおよそ半分であった。(図5)(図6)

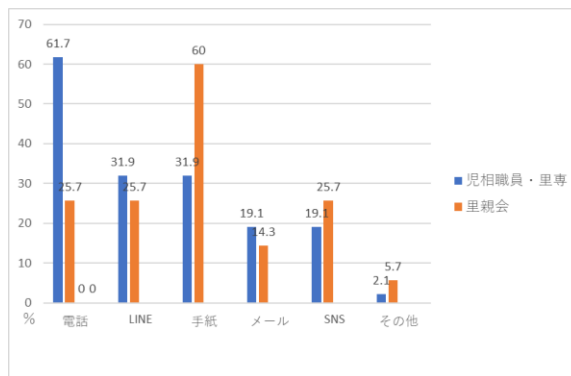


図4 連絡・情報提供希望里親が望む提供手段
一児相職員・里専、里親会 (MA)

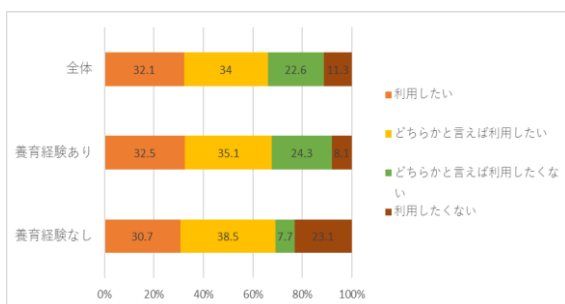


図5 子育て相互援助組織の利用 (SA)

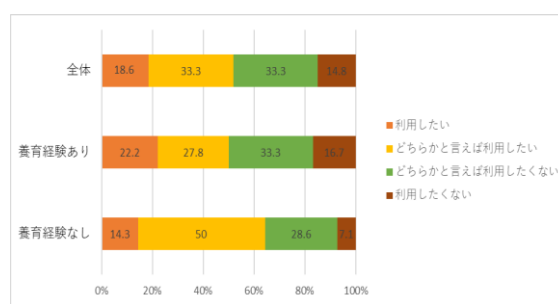


図6 家庭訪問型の子育て応援組織の利用 (SA)

※アンケートでは里親に馴染みのある「里子」という文言を用いたため、アンケート結果を示すグラフでは委託児を「里子」と表記した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 井上寿美・笹倉千佳弘	4. 巻 57
2. 論文標題 里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみをめぐる意識 A県の里親と里親支援専門相談員へのアンケート調査からー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 大阪大谷大学紀要	6. 最初と最後の頁 1 18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上寿美・笹倉千佳弘	4. 巻 56
2. 論文標題 コロナ禍におけるA県の里親養育と里親支援専門相談員の活動	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大阪大谷大学紀要	6. 最初と最後の頁 11-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上寿美・笹倉千佳弘	4. 巻 12
2. 論文標題 コロナ禍を経験したA県の里親が求める支援	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大阪大谷大学幼児教育研究実践センター	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上寿美・笹倉千佳弘	4. 巻 55
2. 論文標題 里親と受託児の「かわりあい」のアクチュアリティ 意味づけされていない養育エピソードの語りをと おして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪大谷大学紀要	6. 最初と最後の頁 31-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上寿美・笹倉千佳弘	4. 巻 11
2. 論文標題 性的虐待を受けた女性サバイバ と非加害親である母との関係ー母親への思いと子育て観の変化をとおして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 笹倉千佳弘・井上寿美	4. 巻 46
2. 論文標題 社会的養護児童と外集団構成員との関係構築過程 学習支援ボランティア活動のエピソードをとおして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 滋賀短期大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 67-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 井上寿美・笹倉千佳弘	4. 巻 10
2. 論文標題 里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けた里親支援専門相談員の役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要	6. 最初と最後の頁 17-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 井上寿美・笹倉千佳弘
2. 発表標題 里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみをめぐる意識ーA県の里親と里親支援専門相談員へのアンケート調査からー
3. 学会等名 日本社会福祉学会第70回秋季大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 井上寿美・笹倉千佳弘
2. 発表標題 コロナ禍における里親養育と里親支援専門相談員の活動－A県を事例として－
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第27回学術集会かながわ大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 井上寿美・笹倉千佳弘
2. 発表標題 里親と受託児の「かかわりあい」のアクチュアリティ 意味づけされていない養育エピソードの語りをとおして
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 井上寿美・笹倉千佳弘
2. 発表標題 里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けた里親支援専門相談員の役割
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第25回学術集会ひょうご大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 井上寿美・笹倉千佳弘	4. 発行年 2023年
2. 出版社 生活書院	5. 総ページ数 196
3. 書名 自分で自分を不幸にしない－「性的虐待」を受けた女性の語りから	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	笹倉 千佳弘 (Sasakura Chikahiro) (60455045)	滋賀短期大学・その他部局等・教授 (44202)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関